

岸和田市貝塚市清掃施設組合公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

令和4年11月15日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「組合」という。）の公の施設（以下「施設」という。）の管理を指定管理者に行わせる場合の手續等について必要な事項を定めることを目的とする。

(指定管理者の候補者)

第2条 管理者は、指定管理者の候補者となる法人その他の団体（以下「団体等」という。）を公募し、又は指名するものとする。

2 前項の規定により指定管理者の候補者となろうとする団体等は、規則に定めるところにより、管理者に申請しなければならない。

(審査基準)

第3条 管理者は、前条第2項に規定する申請があったときは、次の各号に掲げる基準に基づき申請者が指定管理者の候補者として適当であるか否かを審査しなければならない。

- (1) 施設の利用に関し、岸和田市及び貝塚市の市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 施設の設置目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができること。
- (3) 施設の管理及び運營業務を安定して行い得る物的及び人的能力を有すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか管理者が施設の管理及び運営上必要であると認めて定めた基準に適合すること。

2 管理者は、前項の審査を行う場合にあつては、あらかじめ別に条例で設置する岸和田市貝塚市清掃施設組合指定管理者審査委員会の意見を聴くものとする。

(審査結果の通知)

第4条 管理者は、前条の規定による審査を終えたときは、速やかにその結果を申請者に通知するものとする。

(指定の通知及び告示)

第5条 管理者は、法第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定についての議会の議決があったときは、速やかに指定を受けた団体等（以下「指定団体」という。）に通知し、かつ、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第6条 指定団体は、前条の通知を受けたときは、規則で定めるところにより組合と施設の管理及び運営に関する協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定団体は、毎年度終了後30日以内(法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された団体は、その取り消された日の翌日から起算して30日以内)に、法第244条の2第7項に規定する事業報告書を作成し、管理者に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書の記載事項は、規則で定める。

(免責)

第8条 法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、管理者は、賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第9条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき(当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。)、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、速やかにその管理しなくなった施設及びその設備を原状に回復しなければならない。ただし、管理者が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。